

委託業務特記仕様書

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に準じて実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

- 第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」に準ずる。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものに準じて適用するものとする。
- （参考 徳島県HP）：トップページ→県土づくり→建設技術（その他の関連リンク）→各種基準・設計積算関連の制定・改定→委託業務共通仕様書
- <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099/>

- 第3条 本業務は、従来の対症療法的な修繕から予防保全的な修繕への転換を図るため、令和2年度から令和5年度に点検が完了した橋梁を対象に、橋梁の長寿命化修繕計画を策定するものとし、特記事項は、次のとおりとする。

1 打合せ協議

1) 業務着手時

- ・業務計画書を基に、分析方法、内容等について打合せを行うとともに、修繕年次計画に必要な橋梁点検結果資料等の借用を行う。
- ・貸与資料は、令和2年度から令和5年度に（公財）徳島県建設技術センターで実施した上板町橋梁点検業務で完了した電子媒体データとする。
- ・管理技術者が立ち会うこととする。

2) 中間打合せ

- ・修繕年次計画の策定等がまとまり次第に行うこととする。
- ・回数は、1回を予定している。

3) 成果品納入時

- ・成果品の取りまとめが完了した時点で行うこととする。
- ・管理技術者が立ち会うこととする。

2 準備作業

- 1) 業務計画書の作成及び既存データの収集・整理を行うものとする。
- 2) 対象橋梁は、令和2年度から令和5年度に（公財）徳島県建設技術センターで実施した橋梁点検業務で完了した橋梁とする。
- 3) 計画策定は、基本的に点検時に判定された対策区分Ⅰ～Ⅳを基に策定を行うものとする。また、健全度評価に際しては、「道路橋定期点検要領(H31.2)国土交通省 道路局」に基づくこととする。

3 点検結果の評価・分析

- 1) 対象橋梁の健全度について、整理、再評価及び分析を行うこととする。

4 修繕年次計画の策定

1) 補修対象橋梁の抽出

各橋梁毎に現状の損傷状態、環境条件および使用条件等を踏まえて、将来的な劣化予測を行い、補修対象橋梁の抽出を行うこととする。

なお、定期点検において「対策区分Ⅲ」に判定された橋梁は、次回点検時までに修繕対策検討が実施できるように年次計画を立てることを基本とし、管理者との協議により決定するものとする。

2) 補修優先順位の設定

各年度間の予算のばらつきを避けるため、予算の平準化を行う。このとき、橋梁の損傷度および橋梁諸元に対する優先度について点数化を行い、補修優先順位を設定することとする。

3) 補修工法の選定

補修が必要となる橋梁については、補修対策工法の選定を行う。なお、ライフサイクルコストの縮減を行うため、従来の対症療法的な対策から予防保全的な対策へ転換することを念頭においた工法選定を行うものとする。

4) 概算工事費の算出

対象橋梁ごとに、従来の対症療法的な修繕と予防保全的な対策へ転換した場合について、概算工事費の算出を行うこととする。

5 修繕計画のとりまとめ

- 1) 補修工法・予測方法・予算状況などについて発注者と協議を行い、修繕計画のとりまとめを行うこととする。
- 2) 長寿命化修繕計画策定による効果を把握するため、今回対象橋梁について、今後50年間の年度毎の概算補修費を算出し、従来の対症療法的な修繕による手法とコストの差額を算定することとする。

6 公表資料作成

ホームページへの公表資料等を作成するものとする。

7 報告書作成

橋梁長寿命化修繕計画の業務報告書を取りまとめるものとし、紙成果・電子媒体各2部提出とする。

8 テクリス

本業務は、テクリスの登録義務業務とする。